

令和2年7月10日

本科第4学年・第5学年及び専攻科生各位

学生課 学生係

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための  
『学生支援緊急給付金』）の2次募集について

標記の件について、文部科学省より新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で現金給付の支援を行う学生支援緊急給付金給付事業を実施する旨の連絡がありました。

つきましては、下記を満たし申請を希望する学生は、学生課学生係（0138-59-6434）へ事前に連絡の上、申請書一式を7月17日（金）までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、本事業は「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定されることから、新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を支給することで支援を行うもの」です。趣旨を十分理解した上で、対象となる学生は申請願います。

記

【対象者】

本科第4学年・第5学年及び専攻科生（留学生も含む）

【支給額】

住民税非課税世帯の学生：20万円

上記以外の学生：10万円

【対象者の要件】

原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っており、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少し、学費等の支出が困難であること。

※以下の①～⑥をすべて満たすこと。（留学生は①～⑤、⑦）

- ①家庭から多額の仕送りを受けていないこと。
- ②原則として自宅外で生活をしていること。  
※自宅生でも家族から学費等の援助を受けていない場合は対象となり得ます。
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ④家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
- ⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少したこと
- ⑥既存の支援制度のうち以下の条件のいずれかを満たすこと
  - 1) 修学支援新制度の第Ⅰ区分の受給者
  - 2) 修学支援新制度の第Ⅱ・Ⅲ区分の受給者で第1種奨学金を限度額まで利

- 用している者（利用予定も含む）
- 3) 新制度に申し込みをしている者（申し込み予定も含む）で、第1種奨学金を限度額まで利用している者（利用予定も含む）
  - 4) 新制度の対象外であって、第1種奨学金を限度額まで利用している者（利用予定も含む）
  - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- ⑦留学生等については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加え、以下の要件を満たすこと。

※留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)と同様  
[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study\\_j/scholarships/shoureihi/about.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/shoureihi/about.html)

- 1) 学業成績が優秀な者（前年度の成績評価係数が2.30）
- 2) 1か月の出席率が8割以上であること
- 3) 仕送りが平均金額90,000円以下であること（入学料・授業料免除は含まない）
- 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

#### 【申請書類】

- (1) 学生支援緊急給付金給付金申請書
- (2) 学生支援緊急給付金給付金を受けるための要件に係る誓約書
- (3) 委任状

#### 【提出書類】

- (1) 及び (2) , その他必要書類

※審査の上で、(1) (2) 以外の必要書類を求めることがあります

※(3) は、給付金を受け取った場合のみ提出するため、学生係から後日連絡します。

(参考)

「学び継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き

※ この給付金は、既存支援制度（①高等教育修学新制度，②日本学生支援機構の第1種奨学金（無利子奨学金），③民間等による支援制度）を活用していること，又は既存の支援制度への申請を行う予定であることを求めていること，この機会にぜひ自分の利用可能な制度を知り積極的に活用ください。

#### 【問合わせ先・提出先】

〒042-8501 函館市戸倉町14-1  
函館工業高等専門学校  
学生課学生係  
TEL : 0138-59-6434  
FAX : 0138-59-6330